【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成23年8月12日

【四半期会計期間】 第52期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

【会社名】 株式会社サンリオ

【英訳名】 Sanrio Company,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 辻 信太郎

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎1丁目6番1号

【電話番号】 03-3779-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画室長 江森 進

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎1丁目6番1号

【電話番号】 03-3779-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画室長 江森 進

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第51期 第1四半期 連結累計期間	第52期 第1四半期 連結累計期間	第51期
会計期間		自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高	(百万円)	17,668	16,356	76,625
経常利益	(百万円)	2,701	3,866	13,387
四半期(当期)純利益	(百万円)	1,248	2,865	9,380
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	568	3,953	6,779
純資産額	(百万円)	30,820	31,178	29,195
総資産額	(百万円)	84,854	85,916	83,666
1株当たり四半期(当期)純利 益金額	(円)	13.00	32.09	104.76
潜在株式調整後1株当たり四 半期(当期)純利益金額	(円)	12.17	31.41	96.58
自己資本比率	(%)	36.3	36.2	34.9

- (注) 1.売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 3.第51期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」 (企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている 事業の内容に重要な変更はありません。

なお、当第1四半期連結累計期間において、Sanrio GmbH(連結子会社)は、経営統合のため100%子会社であるSanrio License GmbH(連結子会社)を吸収合併いたしました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ (当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における世界経済は、中東情勢や欧州の財政問題、新興国のインフレ阻止に向けた金融引き締め等に加え、日本経済においては3月11日に発生しました東日本大震災の影響により国内消費は抑制されましたが、世界景気は不安定な見通しの中、多少の混乱が生じましたが総じてしっかりした状況でありました。

このような状況の中、当第1四半期連結累計期間の売上高は163億円(前年同期比7.4%減)となりました。うち国内の売上高は101億円(同9.9%減)、海外売上高は欧州地域における物販事業からライセンス事業へのシフトに伴う物販売上の減少及び円高の影響により62億円(同3.1%減)となり海外売上高比率は前年同期比1.7ポイント上がりましたが38.2%に止まりました。営業利益は堅調な国内外のライセンス事業や経費削減効果により39億円(同15.2%増)となりました。

経常利益は、海外ロイヤリティの外国税額(源泉税)が増加しましたが、前年同期に計上した海外子会社からの売掛金回収などに伴う為替差損がなくなったことにより38億円(同43.1%増)となりました。税金等調整前四半期純利益は、特別損失として株価下落に伴う投資有価証券評価損が発生しましたが、前年同期に計上した賃借店舗等やテーマパークの借地に係る資産除去債務などの計上がなくなったことから36億円(同69.3%増)となり、四半期純利益は28億円(同129.5%増)となりました。

なお、すべての海外の連結子会社は12月決算であり、当第1四半期連結累計期間の対象期間は、2011年1月~3月であります。

報告セグメントの業績は次のとおりであります。

日本:売上高105億円(前年同期比9.3%減)、営業利益28億円(同28.6%増)

国内外のライセンスが堅調だったことが増益に寄与いたしました。海外子会社からのマスターライセンス収入は円高の影響を受けつつも増収を維持し、さらに国内ライセンス事業も震災による厳しい環境にもかかわらず前期に引き続き前年同期比増収で推移いたしました。しかしながら、国内物販が震災の影響を受けたこともあり、減収となりました。震災は一般消費者の消費意欲の減退をもたらしたのみならず、原発問題にも波及し海外ツーリストの大幅な減少にまで発展したことが大きく影響をいたしました。なお、当社国内の既存店の売上高(直営店及び百貨店の当社直営ショップベース)は前年同期比89.4%でした。

キャラクターや商品面においては、『ハローキティ』を中心にしたライセンス事業が国内外で貢献しました。また、『ジュエルペット』に加え『マイメロディ』『リトルツインスターズ』等、それ以外のキャラクターも戦略的に展開し、大幅に伸びましたが、物販全体の落ち込みを補うまでには至りませんでした。

テーマパーク事業は、震災の影響による海外ツーリストの大幅な減少が影響して、売上高は10億円(前年同期比6.7%減)となり、営業損失は1.9億円とほぼ前年並みになりました。さらに当社の個人株主の減少による株主優待による集客が減少し、経費削減を実施しつつも売上減もあり前年並みの営業損失となりました。サンリオピューロランドの入場者数は144千人(前年同期比13千人減)、ハーモニーランドの入場者数は76千人(同3千人増)となりました。

その他事業では、ロボット製作事業は大幅増収を確保、利益面でも黒字転換いたしました。

欧州:売上高29億円(前年同期比14.8%減)、営業利益9億円(同18.3%減)

欧州地域においては、インフレ懸念下での金利上昇と高失業率という厳しい消費環境にもかかわらず、ライセンス事業は現地通貨ベースで前年同期比14.1%増の水準で好調に推移しましたが、大幅な円高のため、円貨ベースでは、伸び率が若干の伸びにとどまりました。しかしながら、物販事業は戦略的にライセンスにシフトする方針のもとライセンス取引に切り替えていることと、前期の10~12月期のクリスマス商戦後の在庫調整、円高の影響も重なり大幅な減収となりました。減益の要因は、物販の売上減と円高による影響であります。

北米:売上高12億円(前年同期比11.7%增)、営業利益3億円(同29.5%増)

前期までにおいて、欧州同様に物販事業からライセンス事業へのシフトを目指してライセンシーの見直し、新規ライセンシーの開拓を進めたことからライセンス事業が大幅に拡大したことにより増収となりました。既存のライセンシーも確実に成長しており、特に化粧品や女児向けアパレル関連のライセンスが大幅に伸びました。現地通貨ベースにおいて、ライセンスは30%以上の伸びを達成、ユーロ同様に米ドルも前年同期比10%近い円高となりましたが増収増益となりました。物販事業については、現地通貨ベースで6.5%の減収となりました。

南米:売上高2億円(前年同期比13.7%減)、営業損失0.0億円(同0.5億円減)

ブラジルにおいて代理店による不採算店を撤退したことから物販事業が20%程度の減収となり、ライセンス事業においてもそれまで主力ライセンシーの靴メーカーとのライセンス契約の更新までの端境期となったため減収となりました。営業損失の要因は売上高の減少と円高によるものであります。

アジア:売上高13億円(前年同期比15.4%増)、営業利益2億円(同36.0%増)

アジアにおいては、中国が、引き続き大手大人衣料とのライセンスが堅調に推移し、加えて新規のライセンシーも上乗せされ増収増益となり、アジア地域の利益を押し上げました。また、韓国においては、現地合弁企業によるライセンスが順調に推移し増収増益となりました。香港では、ライセンスは大幅に伸びましたが、欧州向けの製造輸出が大幅に減少し、減収減益となりました。台湾では、コンビニ向けのプロモーションイベントや文房具関連のライセンスが伸び、経費も減少して黒字を確保しました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は859億円で前連結会計年度末比22億円増加いたしました。資産の部の主な増加項目は現金及び預金の41億円です。主な減少項目は、受取手形及び売掛金16億円です。負債の部は547億円で2億円増加いたしました。主な増加項目は社債20億円、賞与引当金2億円です。主な減少項目は、支払手形及び買掛金の14億円、長期借入金5億円、未払法人税等の2億円です。純資産の部は、主に四半期純利益による28億円、為替換算調整勘定のマイナス額の減少による9億円の増加と、配当金の支払による13億円、自己株式の取得5億円等による減少により、311億円と19億円増加いたしました。自己資本比率は36.2%と前連結会計年度末比1.4ポイント増加いたしました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生 じた事項はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	309,000,000	
B種優先株式	1,000,000	
計	310,000,000	

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年 8 月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	89,065,301	89,065,301	東京証券取引所 (市場第1部)	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式 単元株式数 100株
B種優先株式	240,000	240,000	-	(注)
計	89,305,301	89,305,301	-	-

(注) B種優先株式の内容は以下の通りであります。

項目	1	B種優先株式
単元株式数		単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
	計算方法	発行価額(10,000円)に、下記の配当年率を乗じて算出した額。(円位未満小数第
		4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)
		配当年率 = 日本円TIBOR(半年物) + 4.0%
優先配当金	中間配当金	上記優先配当金の2分の1の金銭。円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4
		位を四捨五入する。
	累積条項	累積
	参加条項	非参加
残余財産の分配		普通株主および普通登録質権者に先立ち1株につき10,000円を支払う。
m / /#+n		当会社はいつでも優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当
買入消却 		該買受価額により消却することができる。
	期間	平成19年3月23日(金)以降
		発行価額の107%に優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日
強制償還	価額	までの日数(初日及び償還日を含む。)で日割り計算した額(小数第3位まで算
		出し、その小数第3位を四捨五入する。)を加算する。
	一部償還	直前期末の優先株主名簿に記載された所有株式数による比例配分とする。

項目]	B種優先株式
		資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行す
議決権		ることを可能とするため、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。
会社法第322条		該当事項はありません。
株式の併合または分割、新		法令に定める場合を除き、株式の併合または分割は行わない。新株引受権または新株予約権
株引受権の付与	=	もしくは新株予約権付き社債の引受権を与えない。
	転換期間	平成22年 3 月23日以降
	当初転換価額	平成22年3月23日(火)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。ただし、上記計算の結果、当初転換価額が110円(以下「下限当初転換価額」という。)を下回る場合には、下限当初転換価額をもって当初転換価額とする。
	転換価額 の修正	平成22年3月24日(水)以降、毎年3月23日および9月23日(以下「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、上記の時価算定期間内に、下記に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の60%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。また、修正後転換価額が当初転換価額の140%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「上限転換価額という。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。
普通株式への転換予約権	転換価額の調整	転換価額は、平成22年3月23日(火)以降、下記に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。 新発行・処分 1株あたりの 1株あたりの

	項目	B 種優先株式
普通株式への転換予約権	項目 転換価額の調整	株式数 = (調整前転換価額・調整後転換価額) × 調整前転換価額をもって転換により 当該期間内に発行された株式数 調整後転換価額 ()下記 ()に定める時価を下回る当初価額をもって普通株式に転換されもしくは転換できる証券または普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権の行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降にこれを適用する。 方だし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 当社は、上記に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。 ()株式の併合、資本の減少、旧商法第373条に定められた新設分割、旧商法第374条 / 16に定められた吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。 ()をの他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由により転換価額の調整を必要とするとき。 ()転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由に基づく調整後の転換価額の調整があるとき。 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整があるとき。 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額の調整があるとき。 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額にそのつど算入する。 転換価額調整式中の用語等 ()転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
	野型伽組(/)調整	額の調整を必要とするとき。 ()転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考
		整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差
		額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後
		()転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、そ
		()転換価額調整式に使用する「時価」は、調整後転換価額を適用する日(ただし、上記 ()ただし書の場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取
		引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
		()転換価額調整式に使用する「調整前転換価額」は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とする。また、転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、株主割当日がある場合はその日、または株主割当日がない場合は
		調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

- (2) 【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年6月30日		89,305		10,000		-

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)		議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式	240,000	-	「1 (1) 発行済株式」 の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株 式等)		-	-	-
議決権制限株式(その 他)		-	-	-
完全議決権株式(自己株 式等)	(自己保有株式) 普通株式	565,700	-	-
完全議決権株式(その 他)	普通株式	88,482,600	884,826	-
単元未満株式	普通株式	17,001	1	-
発行済株式総数		89,305,301	-	-
総株主の議決権		-	884,826	-

⁽注)「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。また、 「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式)					
株式会社サンリオ	東京都品川区大崎 1 - 6 - 1	565,700	-	565,700	0.6
計	-	565,700	-	565,700	0.6

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

(単位:百万円)

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

前連結会計年度 当第1四半期連結会計期間 (平成23年3月31日) (平成23年6月30日) 資産の部 流動資産 現金及び預金 21,132 25,330 受取手形及び売掛金 10,411 8,793 商品及び製品 3.415 3.281 仕掛品 20 33 212 原材料及び貯蔵品 338 その他 5,107 4,986 貸倒引当金 454 413 39,845 42,350 流動資産合計 固定資産 有形固定資産 建物及び構築物(純額) 7,178 7,160 土地 10,815 10,847 その他(純額) 1,167 1,154 有形固定資産合計 19,161 19,162 無形固定資産 338 333 投資その他の資産 繰延税金資産 5,931 5,766 その他 19,514 19,315 貸倒引当金 1,221 1,150 投資その他の資産合計 24,224 23,932 固定資産合計 43,724 43,428 繰延資産 96 136 資産合計 85,916 83,666 負債の部 流動負債 支払手形及び買掛金 6,566 5,146 短期借入金 18,034 18,010 未払法人税等 1,000 737 賞与引当金 370 653 返品調整引当金 62 54 その他 8,722 9,191 流動負債合計 33,794 34,755 固定負債 社債 5,184 7,184 長期借入金 5,324 4,748 退職給付引当金 6,779 6,662 役員退職慰労引当金 429 434 債務保証損失引当金 199 188 その他 1,798 1,725 固定負債合計 19,715 20,942 負債合計 54,471 54,737

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	6,147	6,147
利益剰余金	20,953	22,437
自己株式	637	1,225
株主資本合計	36,463	37,359
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	973	879
繰延ヘッジ損益	21	19
為替換算調整勘定	6,310	5,323
その他の包括利益累計額合計	7,305	6,221
少数株主持分	36	41
純資産合計	29,195	31,178
負債純資産合計	83,666	85,916

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】 【四半期連結損益計算書】 【第1四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
売上高	17,668	16,356
売上原価	6,935	5,629
売上総利益	10,733	10,727
返品調整引当金戻入額	33	8
差引売上総利益	10,766	10,735
販売費及び一般管理費	7,322	6,766
営業利益	3,443	3,968
営業外収益		
受取利息	71	74
貸倒引当金戻入額	-	138
その他	49	99
営業外収益合計	120	311
営業外費用		
支払利息	147	129
租税公課	139	169
為替差損	448	-
その他	126	115
営業外費用合計	862	414
経常利益	2,701	3,866
特別利益		
貸倒引当金戻入額	117	-
債務保証損失引当金戻入額	-	10
その他	0	5
特別利益合計	117	16
特別損失		
投資有価証券評価損	159	190
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	426	-
その他	62	18
特別損失合計	648	208
税金等調整前四半期純利益	2,170	3,673
法人税、住民税及び事業税	526	498
法人税等調整額	391	305
法人税等合計	918	804
少数株主損益調整前四半期純利益	1,251	2,869
少数株主利益	3	3
四半期純利益	1,248	2,865

【四半期連結包括利益計算書】 【第1四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,251	2,869
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	506	94
繰延ヘッジ損益	25	1
為替換算調整勘定	201	987
その他の包括利益合計	682	1,084
四半期包括利益	568	3,953
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	565	3,949
少数株主に係る四半期包括利益	3	4

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間

(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

従業員の銀行借入に対する債務保証

偶発債務

121名

従業員の金融機関からの借入に対して、債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成23年3月31日) 当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)

至

270百万円

248百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

112名

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日

従業員の銀行借入に対する債務保証

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日

至 平成22年6月30日)

平成23年6月30日)

減価償却費 331百万円 307百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年 5 月27日	普通株式	873	10.00	平成22年 3 月31日	平成22年 6 月24日	利益剰余金
取締役会	B 種優先 株式	469	469.00	平成22年 3 月31日	平成22年 6 月24日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

なお、平成22年6月23日開催の定時株主総会における、資本金及び資本準備金の減少決議に基づき、平成22年7月6日付で、資本金4,999百万円及び資本準備金2,500百万円を減少し、その他資本剰余金へ振替えております。

また、平成22年7月30日に、発行済B種優先株式総数1,000,000株のうち400,000株を取得いたしました。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年 5 月27日 取締役会	普通株式	1,327	15.00	平成23年 3 月31日	平成23年 6 月24日	利益剰余金
	B種優先 株式	54	225.50	平成23年 3 月31日	平成23年 6 月24日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

なお、平成23年7月29日開催の当社取締役会において、発行済B種優先株式総数240,000株の全株数を取得及び消却することを決議しております。詳細等につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額	四半期連結損益計算書
	日本	欧州	北米	南米	アジア	合計	(注)1	計上額 (注)2
売上高								
外部顧客への売上高	11,661	3,450	1,125	234	1,197	17,668	-	17,668
(うちロイヤリティ売上高)	(1,716)	(2,393)	(796)	(208)	(396)	(5,511)	(-)	(5,511)
セグメント間の 内部売上高又は振替高	2,151	12	124	-	348	2,636	2,636	-
(うちロイヤリティ売上高)	(2,088)	(12)	(13)	(-)	(37)	(2,152)	(2,152)	(-)
計	13,813	3,463	1,249	234	1,545	20,305	2,636	17,668
セグメント利益	2,192	1,217	237	51	162	3,861	418	3,443

- 1. セグメント利益の調整額 418百万円は、セグメント間取引消去及び配賦不能営業費用であり、配賦不 能営業費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。 (注)
- 2. 報告セグメントごと固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

「日本」セグメントにおいて、店舗資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額 は、19百万円であります。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位・百万円)

							(+111	<u>, 日ハロノ</u>
	報告セグメント							四半期連結 損益計算書
	日本	欧州	北米	南米	アジア	合計	(注)1	計上額 (注)2
売上高								
外部顧客への売上高	10,576	2,939	1,257	202	1,381	16,356	-	16,356
(うちロイヤリティ売上高)	(2,019)	(2,451)	(963)	(182)	(561)	(6,178)	(-)	(6,178)
セグメント間の 内部売上高又は振替高	2,371	0	76	0	81	2,529	2,529	-
(うちロイヤリティ売上高)	(2,355)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2,355)	(2,355)	(-)
計	12,947	2,939	1,334	202	1,462	18,886	2,529	16,356
セグメント利益	2,819	994	306	0	221	4,341	372	3,968

- 1. セグメント利益の調整額 372百万円は、セグメント間取引消去及び配賦不能営業費用であり、配賦不能営業費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。 (注)
- 2. 報告セグメントごと固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

「日本」セグメントにおいて、店舗資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額 は、11百万円であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 6 月30日)		
(1) 1株当たり四半期純利益金額	13.00円	32.09円		
(算定上の基礎)				
四半期純利益金額(百万円)	1,248	2,865		
普通株主に帰属しない金額(百万円)	113	26		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,135	2,839		
普通株式の期中平均株式数(千株)	87,300	88,480		
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	12.17円	31.41円		
(算定上の基礎)				
四半期純利益調整額(百万円)	113	26		
普通株式増加数(千株)	15,281	2,760		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-		

(重要な後発事象)

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

自己株式(B種優先株式)の取得及び消却

当社は、平成23年7月29日開催の取締役会において、当社が発行するB種優先株式(240,000株)の全部につき、当社定款第13条の2第7項(強制償還条項)に基づき、下記のとおり、取得(強制償還)すること、及び会社法178条の規定に基づき取得した自己株式(B種優先株式)を消却することを決議しました。

取得、消却を行う理由

当社は、当社が発行するB種優先株式について、普通株式への転換による普通株主の皆様の持分希薄化を極力回避することを基本方針とし、また、今後のB種優先株式の配当負担を軽減することも目的として、B種優先株式の追加償還を検討してまいりました。かかる検討の結果、B種優先株式の全部(240,000株)の追加取得(強制償還)、及びその消却を実施することといたしました。

取得、消却の内容

(1)取得、消却する株式の種類

B種優先株式

(2)取得、消却する株式の総数

240,000株 (発行済 B 種優先株式総数に対する割合 100.0%)

(3)株式の取得価額

1 株につき、10,000円×107% + 経過配当相当額[]

(4)株式の取得価額の総額

2,568,000,000円 + 経過配当相当額×240,000

(5)取得日

平成23年8月16日

(6)消却の方法

その他資本剰余金からの減額

(7)消却予定日

平成23年10月3日

[]経過配当相当額

B種優先株式の発行価額(1株につき10,000円)に一定の配当年率を乗じた額を、当連結会計期間の初日から取得日までの日数(当該初日及び当該取得日を含みます。)で日割計算した額をいいます。この配当年率は、平成23年4月1日と同年10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)における日本円TIBOR(半年物)の平均値に4.0%を加えた数値とされております。このように、配当年率の計算にあたり平成23年10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)における日本円TIBORの数値が必要となるため、取得価額が確定するのは平成23年9月30日となります。

取得先の概要

株式会社三菱東京UFJ銀行(今回取得するB種優先株式の数 240,000株)

2 【その他】

平成23年5月27日開催の取締役会において、平成23年3月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 普通株式 1,327百万円

B種優先株式 54百万円

1株当たりの金額 普通株式 15.00円

B 種優先株式 225.50円

支払請求権の効力発生日及び支払開始日

普通株式 平成23年6月24日

B種優先株式 平成23年6月24日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月10日

株式会社サンリオ取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 大橋 一生

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 上林三子雄

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 廣田剛樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンリオの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正 妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サンリオ及び連結子会社の平成23年 6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示してい ないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成23年7月29日開催の取締役会において、会社が発行するB種優先株式の全部につき、取得(強制償還)すること、及び会社法178条の規定に基づき取得した自己株式(B種優先株式)を消却することを決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。